



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社朝日工業社  
代表者名 代表取締役社長 高須 康有  
(コード番号 1975 東証第一部)  
問合せ先 取締役専務執行役員  
総務本部長 池田 純一  
(TEL : 03-3432-5711)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 将来における機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数 7,819 万 8 千株を 1 億 3,600 万株に変更するものであります。なお、現時点において増資の具体的な予定はございません。
- (2) 株主総会議事録作成の合理化を図るため、現行定款第 22 条を変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 31 条および第 39 条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 31 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>7,819 万 8 千株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第22条 (議事録) 株主総会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、<u>議長および出席取締役が記名捺印または電子署名</u>する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) (1) (条文省略) (2) 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) (1) (条文省略) (2) 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 3,600 万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第22条 (議事録) 株主総会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第31条 (取締役の責任免除) (1) (現行どおり) (2) 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第39条 (監査役の責任免除) (1) (現行どおり) (2) 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。  ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

以 上